

学校規定

1 生徒指導の基本方針

生徒が学校生活を有意義なものとするために下記のことを基本に指導をしていきたいと思えます。ご家庭におかれましてもご理解・ご協力をお願いします。

- (1) 校訓を尊び、誠実で心豊かな人間の育成を図る。
- (2) 望ましい生活習慣の確立を図り、他律から自律を促す。
- (3) 校則や規則を進んで守る習慣の確立を図る。
- (4) 生活の基礎・基本を大切に、非行の防止を図る。
- (5) 地域から信頼される一商生の育成を図る。

2 礼儀について

- (1) 真心と親しみをもって正しくあいさつをする。
校内あるいは、登下校時、先生や友人間であいさつを励行する。
- (2) 友人関係や男女交際のあり方によって、高校生活は大きな影響を受けます。一商生として良き友人を選ぶとともに、しっかりと節度ある交際を心掛ける。
- (3) 公衆道徳をわきまえ、他人に迷惑をかけるようなことはしない。一商生としての「誇り」を持って行動する。

3 服装・身だしなみについて

① 制服

- ・本校指定の制服はビジネスシーンを意識し、凛々しさと清潔感のある制服着用を心がける。
- ・下記に示すスタイルを標準（正装）とする。
男子用 ブレザー・シャツ・スラックス・メンズネクタイ(dark red 以下 dr と表記する。)
女子用 ブレザー・シャツ・スカートまたはスラックス・レディースネクタイ(dr)またはリボン(dr)

(1) 制服

- ア 指定のブレザー、シャツ、ネクタイまたはリボン、スラックス、スカートとする。
- イ 一人一人がビジネスを学ぶ自覚を持ちフォーマルに制服を着用することを心がけ、各自の判断で加工、変形、混合使用はしない。

(2) ネクタイ・リボン

- ア ネクタイの着用は男女スタイルを遵守し着用し、混合着用はしない。
- イ ネクタイ・リボンはサマースタイル期間を除き必ず着用する。
- ウ 式典・行事等は必ずネクタイ(dr)またはリボン(dr)を着用する。
- エ サマースタイル期間を含めてネクタイ、リボンの自由な組み合わせで着用を認める。

(3) カーディガン・ベスト

- ア 学校指定のものを着用する。
- イ 季節や気温、体調等に応じて着用する。

(4) サマースタイル

- ア 5月1日から10月31日までとする。
- イ 期間内のネクタイ・リボンの着用は各自で判断する。

(5) 留意事項

- ア 校内では指定された制服とする。
- イ 季節、気温の変動、定められた期間を含め適切に判断する。
- ウ 制服の変形、加工、付属品、装飾等は禁止する。

② 靴及び靴下

(1) 靴

ア 運動靴・革靴とも標準的・機能的であり華美でないものとする。

(2) 靴下

ア 色は白・黒・紺、無地でワンポイントまでとする。

イ 長さは、くるぶしより上とする。

ウ 黒または肌色の無地ストッキングを着用してもよい。

③ 防寒具

ア 防寒着、防寒具を着用してよい。

イ 通学に適した長さや形状とし、華美でないものとする。

ウ 教室内でひざ掛け、座布団を使用してよいが自己の責任のもと管理する。

④ その他

ア 頭髪は就職・進学試験時にふさわしい清潔感のある髪型とする。

イ パーマ、脱色、毛染め等、加工は禁止する。

ウ ヘアピン、ヘアゴム等は黒色系統とし装飾性の高いものは認めない。

エ 化粧・眉・まつげ加工等の装飾、装身具（ネックレス、ピアス、指輪等）の着用は認めない。

4 所持品について

(1) 高校生としてふさわしくない書物や物品（ゲーム等）等、高校生活に不必要な私物の持ち込みは禁止する。

(2) 貴重品や多額の金銭を持参しない。やむを得ない理由により持参したときは、その保管については特に留意すること。（原則自己管理とし、ロッカーに鍵を付けても良い。体育時等は貴重品袋を利用する）

(3) 所持品には必ず記名し、保管に注意すること。

(4) 携帯電話・スマートフォンについては、校舎内では電源を切ってカバン・バッグの中に入れる。

5 登校について

(1) 身だしなみをしっかりと整え時間に余裕を持ち登校すること。登校用バッグは十分に荷物が入るものを各自で準備してください。

(2) 遅刻をしないように余裕を持って登校してください。

(3) 交通事故が増えています。早めの登校を心がけ、交通事故に遭わないようにしましょう。

6 校内生活について

(1) 公共物を大切に扱う。もし破損したときは、速やかに学級担任又は関係職員に連絡をする。

(2) 清掃その他自分の果たすべき責任は誠意をもって行う。

(3) 貴重品の管理は各自が注意をし、紛失または盗難にあったときは速やかに学級担任又は生徒指導部に届ける。

(4) 教育の場として選挙運動等の活動は禁止する。

(5) 願いおよび届けについては生徒手帳欄を利用する、または別に定める用紙を参照すること。

ア 生徒手帳で届けとして提出できる項目

「欠席届」（疾病以外）、「早退届」、「公欠届」、「外出許可証」、「異装届」

あらかじめ分かっている欠席・欠課・遅刻・早退については生徒手帳に記入し、保護者署名の上、学級担任に届ける。

イ 別に定める届出用紙がある項目

「生徒運賃割引交付願」、「旅行届」、「住所等変更届」、「アルバイト許可願」、

「自動車学校入校許可願」「自転車通学許可願」

7 校外生活について

- (1) 未成年者の入場が禁止されている、又は好ましくない娯楽遊技場等（パチンコ、居酒屋など未成年が禁止されている施設）へは出入りしない。また、不特定異性との出会い系店舗は店舗型異性紹介業者と定義され、条例により高校生の入場は禁止されているので入場しない。
「JKビジネス」と呼ばれる営業形態は、「有害役務業務」と定義され、青少年はその業務に従事したり、客として立ち入らせたりすることが禁止されているので絶対しない。
- (2) 無断外泊はしない。また、深夜徘徊で指導されないように、夜間の外出は控える。
- (3) 不良行為（万引・不純異性交遊・喫煙・薬物等）の反社会的行為や問題行動等は絶対起こさないようにする。
- (4) オートバイ・自動車の「運転免許証はとらない」「乗らない」「買わない」「乗せてもらわない」の4ない運動を厳守すること。無断で免許を取得するなど、4ない運動に違反した場合は特別指導とする。なお、自動車学校入校については3年次に別途連絡をします。
- (5) インターネットや携帯電話等を利用する際は、個人情報流出・漏洩による犯罪に巻き込まれたり、他人のプライバシーの侵害、誹謗・中傷など人権侵害が起きたりすることのないように注意し、情報モラルの向上について家族間で話し合う機会を設ける。

8 自転車通学について

- (1) 本校では、自宅から学校まで約1.5km以上（別紙地図参照）ある生徒に自転車通学を許可している。
- (2) 自転車通学希望者は地図（自転車通学許可区域）を確認し、入学後、「自転車通学許可願」を提出すること。
- (3) 自転車通学許可範囲外であっても、特殊な事情により臨時に自転車通学を希望する者は許可申請をすることができる。ただし、1年生は1学期中間考査終了までは部活動による場合でも認めない。（活動時間は17時まで）
- (4) 雨天時の通学のために雨合羽を用意する。
- (5) 登校後、自転車は定められた場所に整然と置き、施錠する。
- (6) 校内のアスファルト上では、自転車を引いて移動する。
- (7) 自転車点検を定期的に行うこと。
- (8) 自転車による登下校中の不慮の事故が増加しているため、自転車保険に必ず加入する。

9 アルバイトについて

- (1) アルバイトを実施する場合は許可を受けなければならない。家庭の事情等のある場合は、**事前に相談すること。**
- (2) 許可基準
 - ア 経済的な事情などにより、家計を援助する目的であること。自動車学校費用や、遊興費用等の目的のアルバイトは許可しない。
 - イ 基本的な生活習慣が身に付いている。
 - ウ 成績に不振科目がない。
- (3) 時間等
 - ア 1週間に4日以内とする。（週休日も含める。）
 - イ 週休日は日曜日のみ従事できる。（土曜日の従事は認めない。）
 - ウ 週休日及び長期休業中の開始時刻は午前9時から、終了時刻は午後8時までとする。（早朝のアルバイトは除く。）
授業日は業後から終了時刻は午後8時までとする。
 - エ 実労働時間は、1日につき最高6時間までとする。
- (4) 次の状況になった場合は、アルバイト許可を中止・取り消すことがある。
 - ア 各定期考査で成績不振科目があった場合
 - イ 欠席・遅刻・早退が多くなった場合
 - ウ 身だしなみをはじめとする校則違反等を繰り返す場合

(5) その他

- ア 定期考査発表日から定期考査終了までの期間は中断とする。
- イ 学校が行う指導及び行事を最優先すること。
- ウ 自分勝手な解釈をすることなく、担任の先生に相談の上進めること。
- エ 1年生に関しては、高校生活に慣れるため、原則として1年次2学期以降を許可時期とする。
- オ 主に飲酒を対象とした店舗および人材派遣会社のような契約社員のなる会社など未成年にとってふさわしくないと学校が判断した場所は認めない。
- カ 提出書類は、「アルバイト許可願」「アルバイト先誓約書」である。
- キ 「アルバイト許可書」が発行された日からアルバイトを実施することができる。(ただし、定期考査発表日から定期考査終了は除く。)
- ク 「アルバイト許可願」の内容を無視してアルバイトを行った場合は特別な指導措置がある。

10 その他

- (1) 交通事故を起こした時は、負傷者を救護し、すぐに警察に連絡をし、指示を受ける。その後、学校にも連絡をする。学校に来たとき、詳細を担任の先生、生徒指導部に報告すること。
- (2) 交通事故の被害者になった時は、軽い怪我でも、必ず警察に連絡をし、その後学校にも連絡をする。加害者の運転免許証などを見せてもらい、必ず住所・名前・電話番号を確認する。「大丈夫だから」と言って名前を聞かずに別れても、後で怪我等が判明する場合もあるので、必ず加害者の確認をする。学校に来たとき、詳細を担任の先生、生徒指導課に報告すること。
- (3) 不審者に遭遇した時は、自分の身を守るためにも、すぐに他の人に助けを求め、警察に連絡すること。(すぐ警察に巡回してもらうため。)その後、学校にも連絡すること。防犯ブザーを携行することが望ましい。
- (4) 持ち物を落としたり、紛失したりした時、また拾ったりした時はすぐに生徒指導部まで届ける。拾得物は、各クラスへ連絡、その後生徒指導室前廊下のケースに展示する。
- (5) 悩み事は、親・担任・部顧問・友人など信頼できる人に打ち明け、一人で悩まないで、保健美化部の相談係の先生や、スクールカウンセラーに相談してください。

11 特別指導について

問題行動を起こした生徒は特別指導を行います。保護者召還のもと、校長から指導を受けます。特別指導に該当する問題行動は、次のとおりです。

- 1 教師への指導拒否・暴言・非礼
- 2 授業規律違反
- 3 怠学・怠業・無断欠席・無断早退
- 4 家出、無断外泊、深夜徘徊
- 5 暴力・粗暴・恐喝・脅迫行為
- 6 いじめ・嫌がらせ（インターネット上も含む）
- 7 社会的常識に反する交友等
- 8 窃盗・万引き・占有離脱物横領
- 9 無断自動車免許（原付・自動二輪含む）取得、四ない運動違反
- 10 無免許運転、その他交通非行
- 11 不正行為（カンニング等）
- 12 薬物（覚醒剤等）乱用及び所持
- 13 飲酒（ノンアルコールビール、ノンアルコールカクテル等含む）・飲酒同席
- 14 喫煙（ニコチン・タールがないものも含む）・喫煙同席、煙草（ライター等）の所持
- 15 故意による器物破損・公共物破壊
- 16 刃物等の凶器所持
- 17 無断アルバイト
- 18 ギャンブル場等への出入り
- 19 服装・頭髪規定、自転車通学規定に対する度重なる違反
- 20 その他、法律や生徒心得及び学校規定に違反する行為
- 21 SNSの不正な使用、書き込み

12 校則の見直しについて

生徒会執行部(特活)、正副室長会(学年)、保護者会(担任)、PTA役員等(総務)との意見交換



関係分掌・学年会で協議

↓(見直しを必要とする場合)

運営委員会



職員会議



生徒・保護者・学校評議員会へ周知及びHPへ掲載